

# 令和8年度 浜松市国民健康保険料【概算】

(下表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。)

- 下記の表は「概算」の保険料です。**実際の保険料とは異なる場合があります。**  
実際の金額は「国民健康保険料決定通知書」の金額です。参考としての金額となることを予めご了承ください。
- 保険料率などは年度ごとに決まりますので、試算したい年度が異なる場合は、目安としてご利用ください。
- 国民健康保険料は、加入月数分の保険料を、加入の届出の翌月から3月までの納期に分けてお支払いいただきます。また、各期の納付金額は加入手続きを行った時期によって異なります。
- 下記の年間保険料額は「**保険料の法定軽減**」が適用されていない金額です。  
所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。

給与収入額	総所得金額等	加入者数別年間保険料						
		1人		2人			3人	
		介護なし	介護あり	介護なし2人	介護あり1人 介護なし1人	介護あり2人	介護なし3人	介護あり2人 介護なし1人
65万円以下	0円	68,000円	82,500円	106,000円	120,500円	135,000円	144,000円	173,000円
100万円	35万円	68,000円	82,500円	106,000円	120,500円	135,000円	144,000円	173,000円
200万円	132万円	155,800円	187,200円	193,800円	225,200円	239,700円	231,800円	277,700円
300万円	202万円	224,900円	269,600円	262,900円	307,600円	322,100円	300,900円	360,100円
400万円	276万円	298,000円	356,700円	336,000円	394,700円	409,200円	374,000円	447,200円
500万円	356万円	377,100円	451,000円	415,100円	489,000円	503,500円	453,100円	541,500円
600万円	436万円	456,100円	545,200円	494,100円	583,200円	597,700円	532,100円	635,700円
700万円	520万円	539,100円	644,200円	577,100円	682,200円	696,700円	615,100円	734,700円
800万円	610万円	628,100円	750,300円	666,100円	788,300円	802,800円	704,100円	840,800円
900万円	705万円	721,900円	862,100円	759,900円	900,100円	914,600円	797,900円	952,600円
1,000万円	805万円	820,700円	979,900円	858,700円	1,017,900円	1,028,700円	895,600円	1,065,600円
1,200万円	1,005万円	945,000円	1,115,000円	956,000円	1,126,000円	1,126,000円	960,000円	1,130,000円
1,300万円	1,105万円	960,000円	1,130,000円	960,000円	1,130,000円	1,130,000円	960,000円	1,130,000円

※「介護なし」は未就学児を除く39歳以下または65歳以上の方、「介護あり」は40歳から64歳の方が該当します。  
(「未就学児」とは令和9年3月31日に6歳以下の子どもをいいます。)

※上記概算表に18歳未満の方(年度末3月31日に18歳以下)に係る「子ども分」の均等割軽減額は含まれておりません。

※表は加入者の構成例ごとに給与収入別の保険料の金額を示しています。

※世帯の1人(介護あり世帯の場合は介護ありの1人)にのみ給与所得があるものとして計算しています。  
また「介護あり」の場合、「介護あり」の対象者に給与所得があるものとして計算しています。

## ■所得について

- ・前年中のすべての所得(退職所得を除く。)を合計した金額で、地方税法における「総所得金額等」をもとに計算します。
- ・給与の場合は、「給与所得控除後の金額」(給与収入ー給与所得控除額)が所得です。
- ・年金の場合は、「公的年金等の雑所得」(公的年金等収入額ー公的年金等控除額)が所得です。非課税年金(遺族年金・障害年金)は年金所得に含みません。
- ・分離課税される譲渡所得や配当所得も含みます。

※なお、地方税法における総所得金額等とは以下の点が異なります。

- ・特別控除が適用されている土地・建物等の譲渡所得は、特別控除後の金額です。
- ・雑損失の繰越控除については、損失の繰越控除を行いません。(純損失の繰越控除は行います。)
- ・「非自発的失業者の国民健康保険料軽減制度(会社都合等で退職した人を対象とした保険料軽減制度)」に該当した場合は、給与所得金額を100分の30として計算します。

※保険料についてのお問い合わせは、**お住まいの区の区役所または行政センター内の国保担当**までお願いします。